

2023年9月29日
みずほ信託銀行株式会社

株式会社中京銀行での信託商品代理店販売開始および 同行向け販売支援アプリの提供開始について

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:梅田 圭)は、2023年10月2日より、株式会社中京銀行(頭取:小林 秀夫)を代理店として、中京銀行の独自の遺言代用型金銭信託「遺言代用信託」および暦年贈与型金銭信託「暦年贈与型信託」の取扱いを開始します。

同時に、中京銀行向けに販売支援アプリとして「信託商品販売管理アプリ」と「資産承継アプリ」(※)の提供を開始します。

本件により、相続発生時に簡便な手続きでご家族等が金銭を受け取ることができる「遺言代用信託」およびお客さまの生前贈与手続きをサポートする「暦年贈与型信託」が、中京銀行でお申し込みいただけるようになります。

また、同時に販売支援アプリを提供することで、お客さまの相続税・贈与税の簡易なシミュレーションの提供や「遺言代用信託」および「暦年贈与型信託」の申込受付・販売状況の管理等が、中京銀行の営業担当者のタブレット端末等で可能となります。

高齢化を背景に資産承継や相続に対する関心が高まるなか、みずほ信託銀行は地域金融機関と連携し、専門性の高い信託商品をより身近にご提供することで、お客さまのニーズにお応えしていきます。

※詳細は下記リリースをご参照願います。

2018年8月31日付「タブレットでの信託商品販売管理アプリケーションの開発について」

<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180831.pdf>

2018年9月27日付「地域金融機関向け『資産承継アプリ』の提供開始について」

<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180927.pdf>

【「遺言代用信託」商品概要】

取扱開始日：2023年10月2日(予定)

信託金額：200万円以上3,000万円以下(1万円単位)

信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客様がご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで

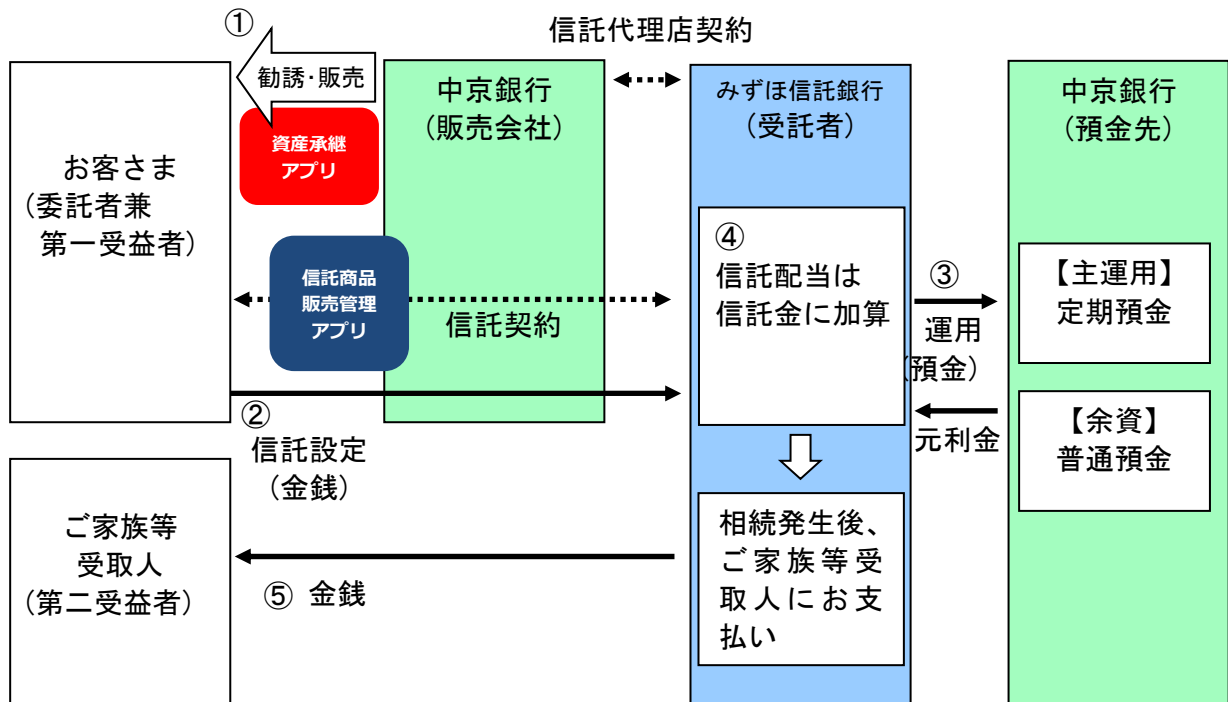
運用方法：主に中京銀行の定期預金において運用

元本補填：ありません

支払方法：以下の2つの方法からいずれか若しくは両方を選択

- ①お客様の万が一の際に必要な資金を簡単な手続きでご家族等が一括でお受け取り＝一時金受取
- ②お客様の相続発生後に、ご家族等が一定期間、定期的にご資金をお受け取り＝定時定額受取

【「遺言代用信託」スキーム】



- ① 中京銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店(登録金融機関)として、中京銀行のお客さまに「遺言代用信託」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に中京銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果(定期預金の利息)から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り。(一時金/定時定額)。

【「暦年贈与型信託」商品概要】

取扱開始日：2023年10月2日(予定)

信託金額：500万円以上(1万円単位)

信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客さまがご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで

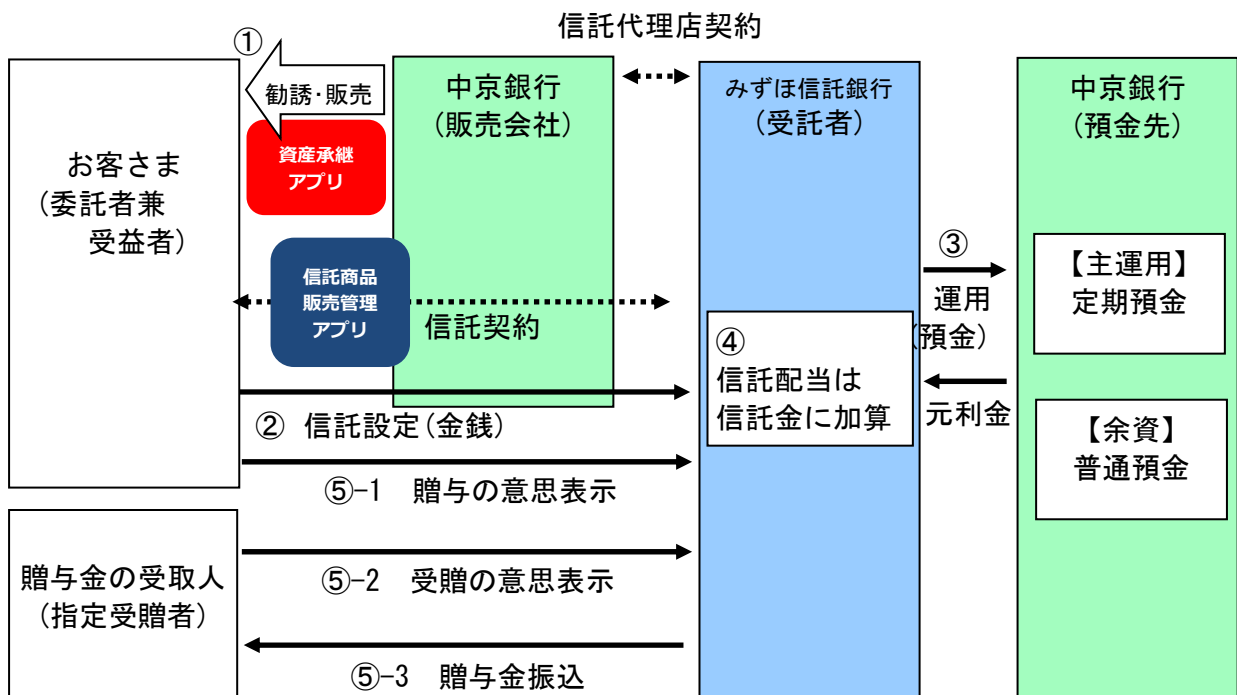
運用方法：主に中京銀行の定期預金において運用

元本補填：ありません

贈与手続：お客さまは、年に1回、贈与手続が可能

みずほ信託銀行は、受託者所定の手続により、お客さまからご指定頂いた金額を贈与金の受取人(指定受贈者)の口座に振込

【「暦年贈与型信託」スキーム】



- ① 中京銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店(登録金融機関)として中京銀行のお客さまに「暦年贈与型信託」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に中京銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果(定期預金の利息)から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまは、年に1回、受託者所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客さまが指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。